熊本県土木部ICT活用工事(基礎工)試行要領 (令和7年(2025年)8月15日改定)

第1条(趣旨)

この要領は、建設現場の生産性向上を図るため、熊本県土木部が発注する建設工事において、「ICTを全面的に活用する工事」(以下、「ICT活用工事」という。)を試行するにあたり、必要な事項を定めるものとする。なお、ICT活用工事の対象工事及び工種のうち、受注者がICT活用を希望し、受発注者間で協議が整った場合にICT活用工事を施工できる「受注者希望型」を実施するものとする。

第2条(ICT活用工事(基礎工)

1 ICT活用工事における基礎工

ICT活用工事(基礎工)とは、次に示す①②④⑤の全てもしくは一部の施工プロセスにおいてICTを活用する工事とする。ただし、一部活用の場合は、下表に示すタイプを採用することとする。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成(必須)
- ③ 該当無し
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品(必須)

施工プロセス区分	ICT 全活用	ICT一部活用 タイプ⑤
①3次元起工測量	0	_
②3次元設計データ作成(必須)	0	0
③該当なし	_	_
④3次元出来形管理等の施工管理	0	0
⑤3次元データの納品(必須)	0	0

〈内容〉

①3次元起工測量

起工測量において、3次元測量データを取得するため、下記1) ~ 7) から選択 (複数以上可) して測量を行うものとする。

起工測量にあたっては、施工現場の環境条件により、面的な計測のほか、管理断面及び変化点の計測による測量を選択してもICT活用工事とする。

また、基礎工の関連施工としてICT土工等が行われる場合、その起工測量データ及び施工用データを活用することができるものとし、ICT活用工事とする。

- 1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量

- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 5) TS等光波方式を用いた起工測量
- 6) TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量
- 7) RTK-GNSSを用いた起工測量

②3次元設計データ作成

①で計測した測量データ等と、発注者が貸与する発注図データを用いて3次元 出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

なお、発注者が貸与する3次元データを活用する場合もICT活用工事とする。 また、3次元設計データ作成はICT土工等と合わせて行うが、ICT基礎工の 施工管理においては、3次元設計データ (TIN) 形式での作成は必須としない。

ICT基礎工の3次元設計データとは、3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)(基礎工編)で定義する基礎工設計データのことを言う。

③ I C T 建設機械による施工(該当無し)

④3次元出来形管理等の施工管理

構造物工の施工管理において、下記に示す方法により出来形管理を実施する。

(1) 出来形管理

下記 1) \sim 7) の中から選択(複数以上可)して、出来形管理を行うものとする。

また、下記1)~4)の出来形管理を行う場合は、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、⑤によって納品するものとする。

- 1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 5) TS等光波方式を用いた出来形管理
- 6) TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理
- 7) RTK-GNSSを用いた出来形管理

なお、計測装置位置と計測対象箇所との離隔・位置関係により上記1)~7)のICT施工技術を用いた計測においては、精度確保が困難となる箇所や繰り返し計測を行うことが必要となる箇所等も想定される。当該箇所においては、監督職員と協議の上、施工段階における出来形計測結果が判る写真・画像データ等と併用するなどして出来形管理を行っても良いものとする。

(2) 出来形管理基準および規格値

出来形管理基準および規格値については、現行の基準および規格値を用いる。 厚さ管理は本要領の対象外とする。

(3) 出来形管理帳票

現行の出来形管理帳票、出来高整理資料を作成する。また、出来形の3次元計

測結果が計測(管理)すべき断面上あるいは測線上にあることを示す適用工種の 3次元設計データあるいは平面図を提出することとする。

⑤3次元データの納品

当該工事で作成した3次元データを電子納品する。

2 監督·検査

上記のほか、監督・検査についても、3次元データに対応した関連要領等最新の ものにより実施するものとする。

第3条(対象工事及び工種)

ICT活用工事(基礎工)の対象工事は、「一般土木工事」、「基礎工事」、及び「維持修繕工事」を原則とし、下記(1)~(3)に該当する工事とする。ただし、<u>現場</u>条件等から施工性を勘案し、発注者が指定する工事とする。

(1) 対象工種

ICT活用工事(基礎工)の対象は、工事工種体系ツリーにおける下記の工種とする。

- 1) 矢板工
- 2) 既製杭工
- 3) 場所打杭工

(2) 適用対象外

従来施工において、土木工事施工管理基準(出来形管理基準及び規格値)を適用しない工事は適用対象外とする。

(3) その他の工種について

工事内容に他のICT工種が含まれる場合には、特記仕様書に指定された工種でのICT活用工事を実施することを条件にその他の工種についてもICT活用工事として実施可能とし、実施する場合は該当工種の「熊本県土木部ICT活用工事試行要領」に基づき実施する。

第4条(ICT活用工事(基礎工)の実施方法)

1 発注方式

ICT活用工事の発注は、「受注者希望型」とする。

2 発注における施工条件の明示

対象工事の発注にあたっては、特記仕様書にその旨を記載する。 記載例を別添-1のとおり示すが、記載例にないものについては、別途作成する ものとする。

3 工事費の積算

発注者は、発注に際してはICTを活用しない従来工法で積算を実施する。

契約後、I C T 活用工事(基礎工)を実施することが受発注者間で協議が整った場合、「熊本県土木工事標準積算基準書」及び国土交通省から発出されている積算要領(≪表-1. 積算要領≫参照)に基づき設計変更する。

なお、3次元起工測量経費及び3次元設計データ作成経費については、受注者 にその費用について見積依頼を行い、経費を計上する。

≪表-1. 積算要領≫

区分	準用する要領の名称	発行元
基礎工	別紙-21	国土交通省
	ICT活用工事(基礎工)積算要領	

第5条(ICT活用工事(基礎工)の実施手続)

1 実施手続き

(1)受注者希望型

受注者は、第2条①②④⑤の全てもしくは一部の施工プロセスにおいてICTを活用した工事を行う希望がある場合、発注者へ協議書でICT活用工事計画書 (別添-2)及び内容等が確認できる資料を提出し、協議が整った場合にICT活用工事(基礎工)として実施することが出来る。

2 実施フロー

ICT活用工事(基礎工)の実施フローについては、原則、別添一3によるものとする。

第6条(工事成績評定における措置)

1 ICT活用工事における評価

第2条①②④⑤の全てもしくは一部の施工プロセスにおいてICTを活用した場合、工事成績評定「創意工夫」の該当する項目で評価するものとする。

2 ICT活用工事において、ICT活用施工を実施しない場合の評価 受発注者協議により、ICT活用施工を実施しない場合は、工事成績評定にお いて加点対象とせず、減点は行わない。

第7条(ICT活用工事(基礎工)に適用する要領、基準類)

ICT活用工事(基礎工)を実施した場合の施工に伴い必要となる調査・測量・施工・電子納品・検査についての要領・基準類は、ICT活用工事(基礎工)に関する国土交通省の最新の要領、基準類により実施する。

受注者は、使用する基準類を施工計画書に明示(国土交通省の最新の要領等を参考に使用する基準類を抜粋し、制定・改定日欄を最新のものを記載)し、施工を開始すること。

第8条(施工管理・監督・検査)

ICT活用工事(基礎工)を実施するに当たっては、ICT活用工事(基礎工)に

関する国土交通省の最新の要領、基準類により施工管理・監督・検査を実施するもの とし、監督職員及び検査員は、受注者に従来手法との二重管理を求めないものとす る。

発注者は、受注者が3次元設計データ作成に必要となる詳細設計において作成したCADデータを受注者に貸与するほか、ICT施工技術を活用する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

また、監督・検査に係る機器(3次元データを閲覧可能なパソコン等)は受注者が準備するものとする。

第9条(ICT活用工事(基礎工)の対象工事以外として発注した工事の取り扱い)

ICT活用工事(基礎工)の対象工事以外においても、受発注者協議の上、「情報化施工を取り入れた工事」として、施工管理・監督・検査について、本要領に準拠し実施することができる。

第10条(ICT活用証明書の交付)

「本要領第2条(ICT活用工事)」に規定する施工プロセス(全活用又は一部活用)を実施した工事には、実施内容を記載した証明書(別添-5参照)を交付する。なお、ICT活用工事の対象工事以外として発注した工事においても、規定する施工プロセスが実施されれば交付するものとする。

※「ICT活用証明書及び週休2日実施証明書の交付について(通知)」参照

第11条(現場見学会・講習会等の実施)

ICT活用工事の推進を目的として、官民等を対象とした見学会等を実施するものとする。

第12条 (アンケート調査等)

I C T 活用工事を実施した受注者は、発注者から I C T 活用工事の効果検証等に係るアンケート調査等の依頼を受けた場合、これに協力するものとする。

第13条 (その他)

本要領によるICT活用工事の実施にあたり疑義が生じた場合は、受発注者が協議した上で対応するものとする。

附則

この要領は、令和6年8月15日以降の入札公告、指名競争入札通知又は見積依頼 通知から適用する。

附則

この要領は、令和7年8月15日以降の施行伺い決裁分の工事から適用する。

別添-1 特記仕様書の記載例

別添-2 ICT活用工事(基礎工)の計画書

別添-3 ICT活用工事の実施フロー

別添-4 3次元起工測量経費及び3次元設計データ作成経費の見積

別添-5 ICT活用証明書

2.特記仕様書の記載例(「受注者希望型」)(ICT活用工事)(※ICT港湾浚渫除く)

第〇〇条 ICT活用工事について(「受注者希望型」)

1 本工事は、ICT活用工事(〇〇^{※1})の対象工事である。

※1:ICT活用工事の主たる工種を1つ指定し、上記○○に記載する 土工(1000m3未満含む)、舗装工、舗装工(修繕工)、浚渫工(河川)、 地盤改良工、法面工、小規模土工、構造物工(橋脚・橋台)、構造物工(橋梁上部工) 基礎工、擁壁工

(補足説明) 工事成績評定対象外工事については、下記を記載する

2 工事成績評定について

本工事については、工事成績評定の対象外工事である。

3 出来形管理について

河川等の維持掘削、崩土取り除き等をICT活用工事(土工)として実施する場合は、河川土工(掘削工)・砂防土工(掘削工)・道路土工(掘削工)の出来形管理基準を準用するものとする。

- 4 ICT活用工事とは、次に示す①~⑤の全てもしくは一部の施工プロセスにおいてICTを活用する工事とする。ただし、一部活用の場合は、対象工種の「熊本県土木部ICT活用工事試行要領」に示すタイプのいずれかを採用することとする。
 - ① 3次元起工測量
 - ② 3次元設計データ作成(必須)
 - ③ ICT建設機械による施工
 - ④ 3次元出来形管理等の施工管理
 - ⑤ 3次元データの納品(必須)
- 5 受注者は、前項の全てのプロセスもしくは一部の施工プロセスにおいてICT活用工事を行う希望がある場合、発注者へ協議書でICT活用工事の計画書(別添-3)及び内容を確認できる資料を提出し、協議が整った場合にICT活用工事として実施することが出来る。
- 6 受注者は、第1項で指定した工種に加え、その他の工種においてもICT活用施工を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出までに発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合に、他工種についてもICT活用工事として実施することができる。
- 7 ICT活用工事の実施に当たっては、本特記仕様書及び対象工種の「<u>熊本県土木部ICT活用工事</u> <u>試行要領」</u>によることとし、疑義が生じた場合又は記載のない事項については、監督職員と協議 するものとする。
- 8 ICT活用工事の費用について

受注者が、契約後、施工計画書の提出までに発注者との協議が整い、ICT活用工事を実施する場合は、対象工種の「熊本県土木部ICT活用工事試行要領」に基づき、設計変更の対象とする。

9 ICT活用効果の検証について

ICT 活用工事を実施した場合、以下のアドレスから ICT 活用による効果に関する調査について、 Logo フォームにより回答し、入力フォームの確認画面から「入力内容を印刷する」により PDF データを ICT 活用工事実施報告書として竣工書類に添付提出すること。

回答 URL: https://logoform.jp/form/x4b6/968375

(統一様式名称:様式-9)

工事打合せ簿

				<u> </u>		すせ薄		
	発請	養者	□発注者	■受注者	発議年月日		年 月	日
	発議	事項	□指示	■協議	□通知 □	□承諾 □	報告 □提出	
			□その他	()
	工事	,		●)000(●●)工事《	注:契約書の	名称を記載》	
	(内)	,						
	(記	載例)						
	ІСТ	「活用工	事の希望に	ついて(受済	主者希望型)			
	特記仕様書「第〇条 ICT活用工事について」により、ICT活用施工を希望しますので、 別添ICT活用工事(〇〇 ^{※1})計画書及びICT活用施工の概要・範囲図のとおり協議しま す。							
	※1)○○には該当工種を記載すること (例:土工、舗装工、舗装工(修繕工)、浚渫工(河川)、地盤改良工、法面工、付帯構造物設置工、作業土工 (床掘)、土工 1000m3未満、小規模土工、構造物工(橋脚・橋台)など)							
	添	付図 I	CT活用工事	計画書、ICT	「活用施工の村	既要、ICT活戶	月施工範囲図	
		上記に	ついて ■指	請示 □	承諾 🗆	劦議 □打	是出 □受理	します。
処理・	発注者	(記載例) 協議事項について、ICT活用工事(○○ ^{※1})の実施を指示する。 本工事では、3次元起工測量・3次元設計データ作成が必要となるので、実施されたい。このことについて、見積もりを提出すること。 なお、ICT活用工事の実施に係る費用は、対象工種の「熊本県土木部ICT活用工事試行要領」に基づき算出する。 ※1)○○には該当工種を記載すること (例:土工、舗装工、舗装工(修繕工)、浚渫工(河川)、地盤改良工、法面工、付帯構造物設置工、作業土工(床掘)、土工 1000m3未満、小規模土工、構造物工(橋脚・橋台)など) 年月日: 年 月 日						タ作成 って、見 象工種の き算出)、地盤 掘)、など) 力
回答	受注者	上記に	ついて 口角	会諾 □	協議 □拍	提出 □ 章 年月日:	服告 □受理 年 月	します。
						十万 日・		л Н
	主	管課長	班長	参 事	監督員	課員	現場 代理人	主 任 (監 理) 技術者

令和7年8月改定

ICT活用工事(基礎工)計画書

チェック欄 ※実施項目に☑	施エプロセスの 段階	作業内容	採用する 技術番 号	技術番号·技術名
	①3次元起工測量			1)空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量 2)地上型レーザースキャナーを用いた起工測量 3)無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 4)地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 5)TS等光波方式を用いた起工測量 6)TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量 7)RTK-GNSSを用いた起工測量
	②3次元設計デー タ作成			※3 次元設計データ(TIN)形式での作成は必須としない。
	③ICT建設機械に よる施工			
	④3次元出来形管 理等の施工管理	□ 出来形		1)空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理 2)地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 3)無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 4)地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 5)TS等光波方式を用いた出来形管理 6)TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理 7)RTK-GNSSを用いた出来形管理 ※経費補正対象は、上記1)~4)
	⑤3次元データの納品			

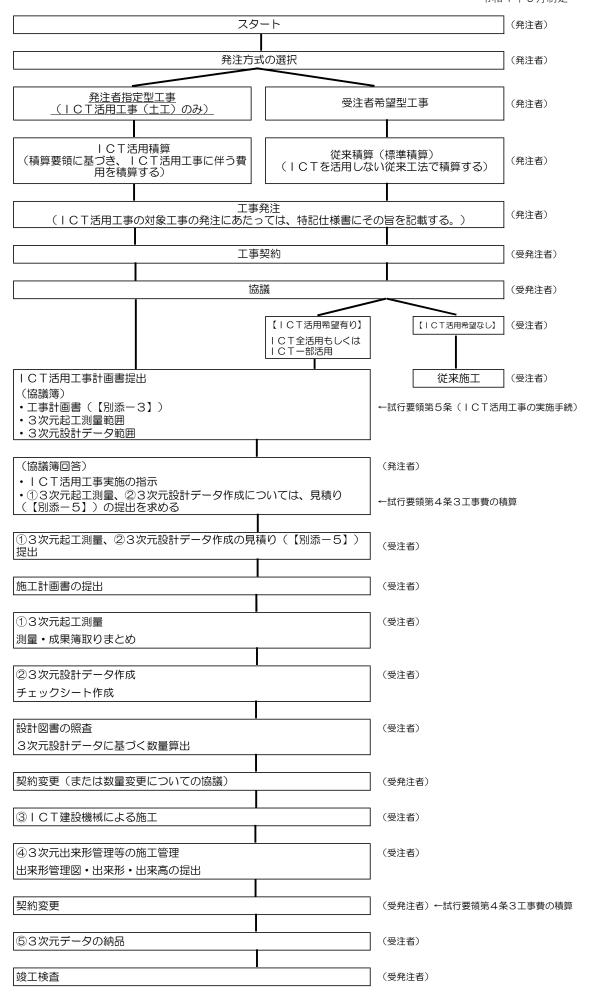
注1)ICT活用工事の詳細については、「ICT活用工事(基礎工)試行要領」及び特記仕様書によるものとする。

注2)採用する技術番号欄には、複数以上の技術を組み合わせて採用しても良い。 (「採用する技術番号」欄の記載例 : 「1」,「1,3」)

注3)一部活用の場合は、下表にあるタイプを採用すること。

施工プロセス区分	ICT 全活用	ICT 一部活用
①3次元起工測量	0	_
②3次元設計データ作成	0	0
③ICT建設機械による施工(該当なし)	_	_
④3次元出来形管理等の施工管理	0	0
⑤3次元データの納品	0	0

令和4年8月制定



見積依頼(例)

報告希望日: 令和●年●月●日

調査条件:特になし

工 事 名: ●●●●**工事**

会社名	
役職/氏名	
TEL	

事項図	図面番号
・見積	_
見積	_
	ま見積おり

見 積 条 件 (例)

令和4年8月改定

工 事 名: ●●●●**●工事**

- ※ 3次元起工測量の内容及び見積条件は下記を想定しています。
- ※ 3次元起工測量費の見積は1式にて依頼していますが、下記項目毎の細別金額も報告お願いします。
- ※ 下記に記載している作業がない場合は、O(ゼロ)と記載して報告お願いします。
- ※ 周辺地権者交渉および関係機関協議にかかる費用は、間接費に含まれる。
- ※ 見積書は、一般管理費等、諸経費込みの価格を明示お願いします。
- ※ 現地に適した3次元計測技術が下記によらない場合は、必要な作業内容の報告をお願いします。

1. 作業計画

UAVの撮影計画においては所定のラップ率、地上画素寸法が確保できる飛行経路および飛行高度を算出するソフトウェアを用いて楊重能力とバッテリー容量に留意の上、撮影計画を立案する。LS計測においても設置位置の選定を含めた計測計画の立案に係る作業。

2. 標定点及び検証点の設置・計測

空中写真測量(UAV)による計測結果を3次元座標へ変換するための標定点と精度確認用の検証点を設置する。標定点および検証点は工事基準点、あるいは工事基準点からTSを用いて計測を行う。

3. 対空標識の設置

標定点および検証点の写真座標を測定するため、標定点および検証点に一時標識を設置する。なお、 上述の「標定点および検証点の設置・計測」と同時に実施し、新たな作業が発生しなかった場合は計上 しない。

4. 標定点の設置・計測

標定点を用いてLSによる計測結果を3次元座標へ変換、あるいは複数回の計測結果を標定点を用いて合成する場合は標定点を設置する。

5. 細部測量

UAVによる測量の場合は航空法に基づく「無人航空機の飛行機に関する許可・承認の審査要領」の許可要件に準じた飛行マニュアルを作成の上、マニュアルに沿って安全に留意した空中写真測量を行う。 (空中写真測量の実施)LSによる計測の場合はレーザー出来形管理要領に従い、計測の留意点に配慮して計測を行う。(LS計測の実施)

6. 3次元形状復元

標定点と特徴点の写真座標等を用いて、空中写真の外部標定要素及び地形・地物の3次元形状を復元する。

7. 数值編集

必要に応じて3次元点群から不良な点を除去する作業

8. 3次元点群データの作成

「空中写真出来高管理要領」及び「レーザー出来高管理要領」に従って3次元点群データファイルを作成する。

9. 起工測量計測データの作成

点群データを対象にTIN を配置し、起工測量計測データを作成する。

10. 精度確認

点群データ上での検証点の座標とTS を用いて設置した検証点の座標の真値を比較し、許容誤差以内であることを確認する。

11. 現場準備・後片付け

屋外作業をする際の準備・後片付け(ただし、通勤時間は除く)

12. 諸経費

※ 3次元設計データ作成費については、数量算出も含む。

令和○○年○月○日

株式会社〇〇

00000000 00 00 印

ICT活用証明書

下記工事について、ICTの実施を証明する。

工 事 名 : ○○地区道路改良工事

工 期 : 令和○○年○月○日~令和○○年○月○日

完成年月日: 令和○○年○月○日

- ICT実施内容(実施した内容に、■を附している)
- □ 3次元起工測量
- □ 3次元設計データ作成

(□:3次元設計データを発注者が貸与)

- □ ICT 建機による施工(実施工種:○○工、○○工)
- □ 3次元出来形管理等の施工管理(実施工種:○○工、○○工)
- □ 3次元データの納品(実施工種:○○工、○○工)